

事前評価表
国際協力機構経済開発部農業・農村開発第1グループ第1チーム

1. 案件名（国名）

国名：東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations, ASEAN）
案件名：（和名）ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト
（英名）ASEAN-JICA Food Value Chain Development Project

2. 事業の背景と必要性

（1） ASEAN 地域における農業セクター／開発の現状・課題及び本事業の位置付け

東南アジア地域の加盟 10 カ国からなる ASEAN 地域では、経済成長に伴う中間層の拡大から食に対する消費者ニーズが多様化・増大しているにもかかわらず、消費者ニーズに合った農産物及びその加工品を十分に生産、供給できていない。その結果として、食需要の多様化・増大というチャンスが小規模農家の農業所得向上、地域雇用の創出に繋がらず、農村部住民の生計が向上しない状況にある。多くの ASEAN 加盟諸国において農業は主要な雇用機会・収入の源であり、食料安全保障及び栄養改善の観点からも依然重要セクターの一つといえる。一方で、農業セクターは人口増加、高齢化社会、気候変動、経済のグローバル化、急速な技術革新等、多様な課題に直面しており、これらがフードバリューチェーン（以下、FVC）¹に不安定さと複雑さを与えている。

このような課題を解決するため農産物及びその加工品の生産現場から消費者までを結ぶ FVC の全体を俯瞰し、ボトルネックの解消へ取り組むことが、農業セクターの更なる開発に必要である。ASEAN 加盟諸国はこの点を重視し、それぞれが FVC 構築・強化に取り組んでおり、地域共同体である ASEAN の会議・事業を運営する ASEAN 事務局も、FVC 構築・強化を域内の食料安全保障及び持続的な開発におけるキーワードのひとつと認識し、その多くの政策文書において FVC に言及している²。

かかる状況を踏まえ ASEAN 共同体は、ASEAN 地域の FVC 構築・強化のための農業生産工程管理（Good Agricultural Practices : GAP）の推進、衛生植物検査（Sanitary and Phytosanitary : SPS）措置の強化、水産物生産工程管理（Good Aquaculture Practices : GAqP）の促進と検査メカニズム、官民連携（Public Private Partnership : PPP）を柱とした本事業を我が国政府へ要請した。なお、本事業は農水産物の生産から流通段階の能力強化を目的とし、ASEAN 加盟諸国の気候変動対策に係る「自国が決定する貢献（NDC）」の各目標と矛盾はない。

¹ 「農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことで生み出される、食を基軸とする付加価値の連鎖」のこと。（農林水産省の定義による）

² 「Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry (2016-2025)」、 「Strategic Plan of Action on Food Security in the ASEAN Region (2015-2020)」「ASEAN Integrated Food Security Framework and Strategic Plan of Action on Food Security (2021-2025)」等において FVC に言及している。

(2) ASEAN に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は我が国の ASEAN 等に対する基本外交政策である「自由で開かれたインド太平洋構想 (FOIP)」における「経済的繁栄の追求 (連結性, EPA/FTA³や投資協定を含む経済連携の強化)」に合致する。また本事業は、農林水産省が ASEAN と共に気候変動に対し持続的な農業・食料システム構築を目指す「日 ASEAN みどり協力プラン」において「ASEAN における持続可能な農業と食料システムのための ASEAN ガイドラインの実施に向けたその他の支援」として位置づけられており、2023 年 12 月の日本 ASEAN 特別首脳会議⁴においても言及されている。

また、本事業は JICA の課題別事業指針であるグローバルアジェンダ「農業・農村開発」における「FVC 構築・強化」クラスターの取組みに寄与するほか、SDGs ゴール 2 「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

ASEAN を対象とする主な協力は以下の通り。

① オーストラリア政府

2022 年 12 月まで実施された「第 2 期 ASEAN-オーストラリア経済協力プログラム」において実施された GAP 等の農産物管理基準の相互認定協定及びその適合審査の多国間協定の確立に関する協力を実施している。

② ドイツ GIZ (Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit)

現在実施中の Agri Trade プロジェクト (2018-2023) は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象に、スマート技術に関するベストプラクティスの共有や ASEAN 基準の評価等を扱っている。民間企業を巻き込む取組みに重点を置いた協力が特徴で、2023 年以降の協力延長も検討されている。

③ FAO (Food and Agriculture Organization)

農林業生産等の FVC 上流部分の政策形成支援の実績があり、ASEAN 事務局の能力強化や畜産分野の協力が多く等が特徴であり、政策形成支援の例として「2025 に向けた ASEAN ビジョン・戦略計画案」がある。また FAO アジア太平洋事務所は、我が国農林水産省からの拠出金を受け食品安全や植物防疫等の包括的な SPS 関連対策事業を長年実施しており、ASEAN を対象地域に含んでいる。

④ SEAFDEC (Southeast Asian Fisheries Development Center)

現在 ASEAN-SEAFDEC 漁業協議委員会のメカニズムを活用して、ASEAN-SEAFDEC 漁業プログラムや政策の協議、審査、承認を行っている。

⑤ 我が国農林水産省

ASEAN 事務局に対し、拠出金提供とプログラムコーディネーター派遣を実施し、以下の事業を支援している。

³ EPA は Economic Partnership Agreement (経済連携協定)、FTA は Free Trade Agreement (自由貿易協定) の略称

⁴ 詳細は「日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント 2023」等を参照。

ア) 「アジア・アフリカ地域の農民組織の能力向上及び日本の食関連企業との連携支援事業」

イ) 「ASEAN の大学と連携した食産業人材育成促進事業」

ウ) 「日・アセアン連携による GAP 理解度向上推進事業」

また、関連して東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に対し「アセアン諸国等における持続的な食料システム構築分析事業」を通じ、農林水産省から専門家を派遣、経済・環境・社会面からの持続可能性に関連する法制度や政策、阻害要因や課題特定と分析提言を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ASEAN 地域を対象に①各国の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置の検討、②各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力強化、③GAqP の実装に向けたガイドラインの作成、④PPP による FVC 振興を行うことにより、ASEAN FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進を図り、もって同 ASEAN での FVC 振興のための ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP 促進に係る提言報告書とガイドラインが ASEAN 加盟諸国の関係者に利用されることに寄与するもの。

(2) プロジェクト対象地域名

ASEAN 加盟諸国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

ASEAN 加盟諸国の分野作業部会（Sectoral Working Group：SWG）に所属する農業省およびその他省庁の行政官、ASEAN 事務局 ASEAN 経済共同体⁵ 部門別開発局 食料・農林業課

最終受益者：

ASEAN 加盟諸国の消費者

(4) 総事業費（日本側） 約 5.3 億円

(5) 事業実施期間

2024 年 1 月～2027 年 1 月（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

① ASEAN 事務局 ASEAN 経済共同体 部門別開発局 食料・農林業課 (Food, Agriculture & Forestry Division, Sectoral Development Directorate, ASEAN Economic

⁵ 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟 10 カ国が域内のモノやサービスの自由化を進める枠組みであり、2015 年末に発足。同枠組推進のため部門別開発局を設置。

Community (AEC) Department, ASEAN Secretariat)

プロジェクトの意思決定を行うための窓口機関であり主たるカウンターパート機関である。各成果に関連する SWG との連携を行う。またプロジェクト成果をとりまとめ、農林水産担当高級事務レベル会合（SOM-AMAF）へ報告を行う。

② 分野別作業部会に参画する ASEAN 加盟諸国の農業省等の行政機関

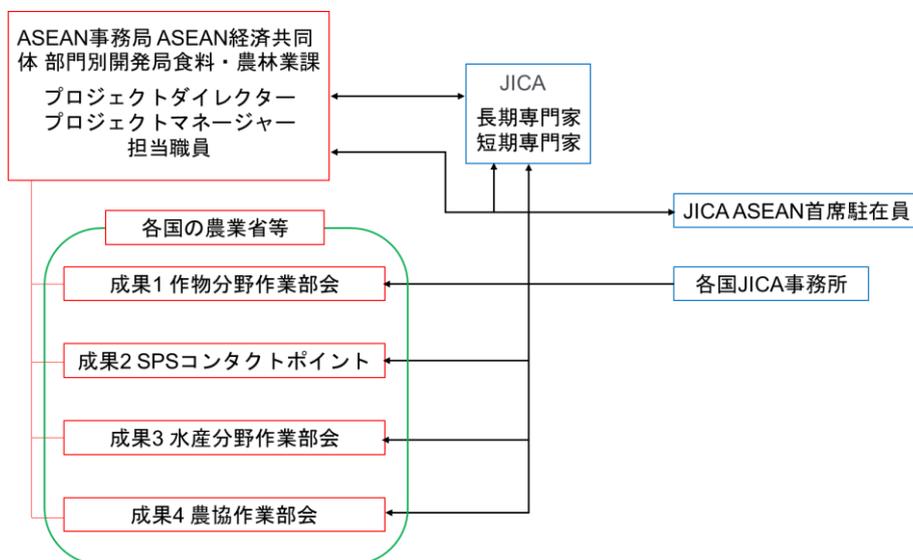
成果毎に分野別作業部会を通じ各国農業省等の行政官が研修およびワークショップに参加する。専門的な能力強化の対象およびガイドライン策定等のカウンターパートとなる。

成果 1：ASEAN 作物分野作業部会

成果 2：ASEAN SPS コンタクトポイント

成果 3：ASEAN 水産分野作業部会

成果 4：ASEAN 農協作業部会



(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣 (直営派遣) (合計約 70P/M)： チーフアドバイザー、国際機関連携／業務調整

専門家派遣 (コンサルタント) (合計約 90P/M)

GAP、SPS 措置、GAqP、PPP、等

② 研修員受け入れ (GAP および SPS 措置)

③ 機材供与：計画なし

④ 在外事業強化費

2) ASEAN 側

① カウンターパートの配置

プロジェクトディレクター (ASEAN 事務局 ASEAN 経済共同体 部門別開発局 局

長)

プロジェクトマネージャー (同局 食料・農林業課 課長補佐)

関連する4つの分野作業部会のメンバー

② ASEAN 事務局内のプロジェクト事務所スペース

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、ASEAN 地域で例えばベトナム「持続可能な農業開発のための食品安全検査・レファレンス機能・コンサルティング能力強化プロジェクト (2023~2026)」等、FVC に関連事業を実施しており、各プロジェクトの成果を本事業で紹介し共有することで相乗効果を目指す。また、農林水産省は「日・アセアン連携による GAP 理解度向上推進事業」が実施しており、ASEAN における日本発 GAP 認証 (ASIA GAP) の理解度向上を図っている。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

オーストラリア政府支援により ASEAN GAP に関するガイドライン等の文書が多く作成されており、それらを適切にレビューしプロジェクトを進める。また先述の GIZ プロジェクトとは活動領域が近く、定期的な情報交換や相互乗入れによる相乗効果発現を目指す。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるためカテゴリ C に該当する。

2) 横断的事項：なし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項:民間企業との連携や取組みの有効活用により、事業目的の達成を図る。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:ASEAN 地域での FVC 振興のための ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP 促進に係る提言報告書とガイドラインが ASEAN 加盟国の関係者に利用される

指標及び目標値：

- ASEAN 加盟諸国における ASEAN GAP 促進アクションプランが策定され、施行に移されていることが確認される
- NRL(National Reference Laboratory)の品質認証の向上、各国の NRL 間の技術交流・ネットワークの強化および具体的な活動の継続が確認される
- 各国で GAqP、水産物検査ガイドラインが活用される
- 好事例集の共有と活用、参考例に基づく民間連携事業の具体的な事例が確認される

(2) プロジェクト目標：ASEAN 地域での FVC 振興に向けた体制・環境づくりが促進される

指標及び目標値：

- ASEAN GAP、SPS、GAqP、PPP の促進のための提言報告書とガイドライン案が発表・承認され関係者間で共有される。

(3) 成果

成果 1：各国の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置が検討される

指標及び目標値：

- GAP にかかる実施メカニズム、振興・普及状況、また ASEAN GAP との調和および各国 GAP の課題に関し調査報告書が作成される。
- ASEAN-GAP と各国の GAP 推進のためのアクションプログラムが作成される。

成果 2：各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力が強化される

指標及び目標値：

- 分析ラボは、CODEX ガイドラインに従い、ISO 17025:2017 の要件に準拠して、選定された作物の残留農薬分析を行うことができる。
- FVC における SPS 措置の幅広い調和を達成し、強化された食品安全と品質基準を確保するための能力開発のための提言が策定される。

成果 3：GAqP の促進と検査メカニズムに関するガイドラインおよび関連方針の作成により水産セクターにおける食の安全性が向上する

指標及び目標値：

- GAqP 促進のための報告書案が作成される。
- FVC の各段階における水産物検査ガイドライン案が作成される。

成果 4：PPP による FVC 振興の戦略が検討される

指標及び目標値：

- 域内における FVC 振興に係る好事例・教訓事例集が作成される。
- PPP 振興の提言案が作成される。

(4) 主な活動

プロジェクト全体に係る活動：

- 0.1. プロジェクト立ち上げ会議を開催する
- 0.2. プロジェクトの枠組みの見直しと改訂を行う(プロジェクト開始6ヶ月後)
- 0.3. プロジェクト成果の発表と提言・アクションプラン実現を検討するための最終セミナーを開催する

成果1に対応した活動：

- 1.1. 各国 GAP の推進状況、ASEAN GAP との調和、他国と共有されるべき好事例について調査を行う。またカウンターパートと共同で各国 GAP 推進にかかるボトルネックを特定する
- 1.2. カウンターパート間で分析および議論を通じ ASEAN アクションプログラムのビジョン、戦略、アクションプログラム案が作成される
- 1.3. 研修、パイロット活動および関連する活動を通じ活動 1-2 で作成された草案を精緻化する
- 1.4. ASEAN GAP と各国の GAP 推進のためのアクションプログラムを最終化する

成果2に対応した活動：

- 2.1. 特に残留農薬の分析に課題のある国を対象に、ASEAN 加盟諸国の農業省管轄下の分析ラボラトリーが食用作物の残留農薬分析を実施する上で、技術面および管理面の現状と直面している主な課題を特定する
- 2.2. 農薬残留分析に関する ASEAN 域内の研修実施機関候補を評価する
- 2.3. 後発 ASEAN 加盟国 (CLMV) への支援を提供するための費用対効果の高い研修プログラムを設計し、地域協力を通じてさらなる調和を促進する
- 2.4. CLMV 向けに講義およびラボラトリーでのハンズオン研修を含む研修プログラムを企画して実施する。またその他の ASEAN 加盟諸国へ対し本邦研修を実施する。全加盟国向けにワークショップを開催し、ASEAN 地域の SPS 措置部門について調和を促進する。
- 2.5. 分析ラボ間の比較、すなわち技能試験を実施して、食用作物中の残留農薬分析を実施する分析ラボの能力を評価する
- 2.6. SPS 措置を強化することを目標に、分析ラボの有効性を高め、国際基準への準拠を確保するための重要な手順を特定する

成果3に対応した活動：

- 3.1. ASEAN 加盟諸国におけるコールドチェーン、GMP(Good Manufacturing Practice)、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) 等水産物の衛生管理システムの現状を把握し、情報を共有する
- 3.2. 研修モジュールと教材を準備し、コールドチェーン、GMP、HACCP 等 ASEAN のガイドラインの実施のための研修を行う
- 3.3. FVC の各段階における ASEAN の水産物検査ガイドラインを作成する

3.4. ASEAN GAqP の実施のための普及員向けおよび審査員向けの研修を行う

成果 4 に対応した活動：

- 4.1. 事例収集のための基準を設定する
- 4.2. 事例収集のための仕様書を作成する
- 4.3. 関係者間で 4.1 および 4.2 の結果について協議する
- 4.4. 民間セクター関係者を招き好事例・教訓事例を調査する
- 4.5. FVC に関する域内の PPP 促進のための提言文書案を作成する

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ASEAN 加盟諸国がプロジェクト活動を実施するために各国からカウンターパートを配置することに合意する。

(2) 外部条件

- 対象国内での紛争や感染症拡大等により海外渡航が著しく制限されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ASEAN 地域の広域協力プロジェクトとして実施された「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」および「カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、ベトナムにおける家畜疾病防除計画」の教訓として、広域協力案件では調整業務の負担が大きくなるため、プロジェクトの運営方法の文書化、ツールを活用した情報共有等、各国間の業務のばらつきを緩和し業務負担の軽減を図る必要性が指摘された。本事業では、おもにインドネシア、日本、成果 3 に関連してタイの 3 か国間での情報共有が発生する見込みである。日本側では長期・短期専門家と主管部間での定期的なオンライン会議による進捗確認、情報発信のための web ページの整備等により、適時に情報共有、成果発信ができる体制を構築する。

7. 評価結果

本事業は、ASEAN 共同体の開発課題・開発政策並びに我が国の協力方針に合致し、①各国の GAP 導入および ASEAN GAP 促進のための措置の検討、②各国で検疫措置に不可欠な残留農薬の分析能力強化、③GAqP の実装に向けたガイドラインの作成、④PPP による FVC 振興、通じて、ASEAN 地域での FVC 振興に向けた体制・環境づくりの促進に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

以上